

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会による内閣法制局申し入れの概要

2016年1月6日（水）13時30分頃～14時30分頃

参加者：7人

内閣法制局：磯岡章子・総務課専門官（対応者）

篠崎優人・係員（記録担当）

<申し入れ項目>

1. 2015年9月28日付の毎日新聞の報道によると、内閣官房国家安全保障局から依頼された閣議決定案文の意見事務について、その検討過程の記録を残さなかったことが、公文書管理法に違反するという認識を持たれていないようですが、その理由を示してください。
2. 前日に依頼された意見事務について、翌日に電話で回答したとのことですが、どのようなメンバーがどのような検討過程を経て意見をまとめたのでしょうか。その内容を示してください。また、文書ではなく、電話で回答することが一般的なことなのかどうかも示してください。
3. 内閣法制局では今回のような事案に対して、今後も同様に記録を公文書として残す考えはないのでしょうか。そのことについて考えを示してください。

<応答> 注) 実行委員会＝「実」、内閣法制局＝「法」

実：公文書管理法第4条には「行政機関の職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」とある。なぜ文書が残されていないのか。

法：決裁文書として残してある。今回の対応が法律に違反するとは考えていない。

実：決裁文書は確認したが1枚のペラだけだ。これに内閣官房国家安全保障局からの文書が8枚添付されている。決裁文書の文言も「意見がない旨解答してよろしいか、決裁を願います」と書かれているだけだ。これでは検討過程が分からない。どのようなメンバーが集まって討議し、意見がないという結論に至ったのか。

法：ハンコを押したのが起案への承認です。黒川さん本人が持って回られた。

実：「意見がない」ことを、ハンコを押した第一部長や長官らは、どのように確認したのか。

法：意見があれば当然起案は返されて修正される。今回はどなたからもコメントはなく、淡々とハンコが押された。

実：黒川さんが国家安全保障局の文書を読んで意見がないと判断し、第一部長も長官も同じように文書を読んで意見がないと判断したから、ハンコが押されたということか。

法：そうだ。

実：我々が知りたいのは、なぜ「意見がない」と判断したのかだ。その経緯を記録に残すべきだと考え

ている。だから、公文書管理法に違反しているというのが我々の見解だ。記録に残っていないければ、なぜそう判断したのか、知る由もない。なぜこれほど重要なことについて、「意見がない」と判断されたのかを知りたい。それが申し入れの1点目の趣旨だ。

実：申し入れ項目の3点目だが、今後も同様な対応があるのか。

法：ケースバイケースです。

実：では、今後もあり得るということか。

法：あり得ます。

実：文書として残っていないこと自体を問題にしている。今後も「ケースバイケース」との対応なら、知ることができなくなる。主権者として情報を知る権利がある。

法：短期間の場合や簡単なものの場合にはあり得る。

実：何人もの元内閣法制局長官が違憲だと問題にしていたものなのに、記録を残さないということはある得ない。

実：「ケースバイケース」の基準は何か。

法：(明確に答えず)

実：申し入れ項目の2点目、電話で回答した点について、なぜ今回電話対応で済ませたのか。

法：文書回答を求められていない。法制局としては同じスタイルで返すのが通常の対応。基本的にメールにはメール、電話には電話、文書には文書で対応する。

実：何か根拠はあるのか。

法：明確な根拠があるわけではない。

実：「何月何日、国家安全保障局からこうした文書についての意見を求められた」というようなメモすら残されていないのか。

法：今回はメモも残っていないと聞いている。いろいろな方から問合せがあり、関連する一切合切の文書の公開を求める情報公開請求に対して、決裁文書以外は残っていないと回答している。

実：通常は最低限こうしたメモくらいはとるのではないか。

法：通常はとる。

実：通常なら残されるべきメモが今回残っていないのはなぜか。その理由を確認して後日に文書で回答してほしい。

法：通常は文書では回答しないが、こういう形で返答はしたい。責任者の方にこちらから後日連絡したい。

実：法制局は憲法解釈について、それまでの考え方を変えたのに、何も情報が残されていない。

実：考え方が変わっていないと思っているのか。

法：そうかもしれない。